

令和5年度第4回沖縄県差別のない社会づくり審議会 議事要旨

1 日 時：令和6年3月27日（水）13:30～15:50

2 場 所：沖縄県庁6階第1特別会議室

3 出席者：8名

（1）委員：4名

会 長 河井 耕治（沖縄弁護士会）
委 員 小川 寿美子（名桜大学人間健康学部 教授）
委 員 奈須 祐治（西南学院大学法学部 教授）
委 員 池味 エリカ（沖縄弁護士会）

※矢野恵美委員は欠席

（2）事務局：4名

子ども生活福祉部生活企画統括監、女性力・平和推進課長、平和推進班長、
担当主査

4 公開・非公開の別 非公開

5 議題等

（1）議題

「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

（2）報告事項

ア 沖縄県人権相談窓口等の運用状況について
イ 「県民意識・差別の実態調査」について

6 会議経過・内容等

開会の後、司会による定足数の報告を行い、議事に入った。

（1）議題「本邦外出身者等に対する不当な差別的言動」の該当性について

- ・事務局より、資料に基づき、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の該当性について説明。

【審議結果】

- ・新たに審議対象となった動画1件について、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現が含まれていることを確認し、当該動画をインターネット上に掲載する表現行為が本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると認定した。
- ・ほか動画1件、SNS上の書き込み1件を継続審議とした。SNS上の書き込みに対しては、申出人や関係者から、継続的な被害があるかどうか、削除依頼をしているか等の詳細な情報を聴取した上で、改めて該当性の判断を行うこととした。
- ・主な意見等は以下のとおり。

- 帰化についての発言は、例えば移民政策では公的な議論の対象となっていると考えられるため、かなりグレーゾーンである。また、外国人による不動産の購入についても政治的な発言になると思われる。
- マイノリティの集団がどのように連携して、どういう活動をしているかというのは、言論の自由の保障の対象になるところ。
- 侮蔑する言動の後に、すぐに打ち消して発言を訂正している。差別的言動は、「〇〇人は～」といったようにそもそもステレオタイプにあてはめて、貶める言論が典型的なものと考えるが、そのような言論が一部含まれているだけだと難しい。発言の訂正がなされるのは、条例のポジティブな効果だと思う。
- 発言を打ち消せばただちに責任が回避されるものでもない。例えば打ち消し広告の場合は、同じような重要度で書かないといけない。
- 条例第 10 条中の「著しく侮蔑する」は、蔑称を使うとか、ゴキブリなどに例える言動が想定されているため、もう少し悪質性が高い言動でなければ対象とならないのではないか。
- 発言者の目的に注目したときに、個人を攻撃批判する目的や、差別的意識を助長する目的があったとは考えにくい。そもそも目的が不明確である。
- 条件を付けた言い方であり、市民として認めない、排除するという趣旨ではないため、不適切ではあるが、不当な差別的言動に該当しない。
- コメントをつけているオリジナルの投稿テーマが、およそコメント内容と関係のないものであることや、客観的な根拠が示されていないことから、地域社会から排除しようとしているように見える。
- 重要度に応じて、条例でカバーする範囲を決めておくことも 1 つの考え方である。（単体で文脈が分からないもの等）

（２）報告事項について

ア 沖縄県人権相談窓口等の運用状況について

イ 「県民意識・差別の実態調査」について

- ・事務局より、資料に基づき、報告事項について一括して説明。
- ・主な意見等は以下のとおり。

- 回答者について、沖縄出身かどうか等で分類するのか検討が必要。

7 閉会

以上